

四日市市訓令第2号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市会計管理室処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市会計管理室処務規程の一部を改正する規程

四日市市会計管理室処務規程（昭和39年四日市市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則（昭和39年四日市市規則第13号）第1条第2項の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>出納係</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>審査係</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則（昭和39年四日市市規則第13号）第1条第2項の各係の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>出納係</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 用品（全庁共通の事務用品等に 限る。）の選定に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>審査係</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(会計管理室)